

○宮古島市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例

平成17年10月 1 日

条例第100号

改正 平成19年12月27日条例第26号

平成20年 6 月30日条例第18号

平成23年 3 月31日条例第16号

平成25年 3 月27日条例第13号

（目的）

第1条 この条例は、重度心身障害者（児）に対し、医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者（児）の福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ当該右欄に定めるところによる。

重度心身障害者（児）	1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者 2 沖縄県療育手帳制度要綱（昭和49年沖縄県告示第462号）により療育手帳の交付を受けた者で、その知的障害の程度が最重度(A1)又は重度(A2)に該当する者
医療保険各法	1 健康保険法（大正11年法律第70号） 2 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） 3 船員保険法（昭和14年法律第73号） 4 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） 5 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） 6 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
医療費	医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療

	養費、保険外併用療養費、入院時生活療養費、特別療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費及び訪問看護療養費
一部負担金	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額
保険医療機関等	1 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び保険薬局 2 指定訪問看護ステーション 3 その他市長が定める病院診療所又は薬局

（平20条例18・一部改正）

（助成対象経費）

第3条 市長がこの条例により助成することのできる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費から医療保険各法の規定による高額療養費及び付加給付を控除した額とする。

(1) 医療費の一部負担金の額。ただし、入院時食事療養費については、その一部負担金の額の2分の1の額

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定による自立支援医療（「精神通院医療」を除く。）、同法第70条に規定する療養介護医療及び同法第71条の規定による基準該当療養介護医療並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の20に規定する障害児施設医療に要した費用に係る自己負担額

2 助成対象経費には、生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令等により、国又は地方公共団体の負担により支給されているいわゆる公費負担の医療費及び交通事故等による第三者からの賠償として支払われる医療費は含まない。

（平19条例26・平23条例16・平25条例13・一部改正）

(医療費の助成)

第4条 市長は、第2条に規定する重度心身障害者（児）で、次の各号のすべてに該当し、かつ、次条の規定による認定を受けたもの（以下「受給資格者」という。）が受けた医療に係る医療費のうち助成対象経費について助成する。

(1) 宮古島市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録された者若しくは外国人登録原票に登録され現に居住している者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定により本市の決定を受けて本市の区域外の施設に入所している者。ただし、本市の区域内の施設に他市町村から入所した者は除く。

(2) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であること。

(平20条例18・平25条例13・一部改正)

(受給資格者の認定)

第5条 重度心身障害者（児）が受給資格者の認定を受けようとするときは、本人又は保護者は、規則で定めるところにより受給資格者認定申請をしなければならない。

2 前項の申請があった場合、市長は、規則の定めるところにより内容を審査し、適当と認めたときは、当該重度心身障害者（児）を受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。

(受給資格者証の交付)

第6条 前条の規定により受給資格者として認定を受けた者について、規則の定めるところにより受給資格者証を交付するものとする。

(受給資格者証の提示)

第7条 受給資格者が医療を受けようとするときは、保険医療機関等に受給資格者証を提示するものとする。

(所得制限)

第8条 この条例による医療費の助成の支給制限については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条から第23条までに定める障害児福祉手当の支給の制限に係る規定を準用する。

(助成金の申請)

第9条 医療費の助成を受けようとする者は、規則に定める重度心身障害者
(児) 医療費助成申請書により申請を行わなければならない。

2 前項の申請は、原則として各診療月を単位として行うものとする。

3 第1項の申請は、受給資格者が医療の給付を受けた日の属する月の翌月から起算して1年を経過した月の翌月以降においてはすることができない。

(助成金の支給)

第10条 市長は、前条の申請書について内容を審査し適当と認めた申請者に対して規則の定めるところにより速やかに助成金を支給するものとする。

(助成金支給の始期及び終期)

第11条 この条例による医療費の助成は、第5条第2項の規定による受給資格者と認定をした日以降の診療に係る医療費から始め、受給資格者としての要件が消滅した日又は本人が死亡した日の属する月で終わるものとする。

(届出の義務)

第12条 受給資格者は、規則に定める事項について異動があった場合は、その規定に基づいて速やかに受給資格者異動届を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、当該支給を受けた者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 この条例による助成金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の平良市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成3年平良市条例第3号）、城辺町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成3年城辺町条例第10号）、下地町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成3年下地町条例第3号）、上野村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成3年上野村条例第9号）又は伊良部町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成3年伊良部町条例第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年12月27日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に助成対象経費として助成した次の費用に係る自己負担額については、改正後の第3条第1項第2号の規定により助成したものとみなす。

(1) 障害者自立支援法第58条に規定する自立支援医療

(2) 障害者自立支援法第70条、第71条に規定する療養介護医療及び基準該当療養介護医療

(3) 児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療費

附 則（平成20年6月30日条例第18号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宮古島市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例第2条及び第4条の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月31日条例第16号）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の宮古島市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例第3条第1項第1号の規定にかかわらず、この条例の施行前に受けた医療に係る入院時食事療養費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 3 月27日条例第13号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。